【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年8月31日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーヂュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	りそなＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集期間：5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「**(11)振替機関に関する事項**」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得日の前日の基準価額※とします（当初元本：1口＝1円）。

取得日は、取得のお申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

①お申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社（販売会社については、「**(12)その他 ④委託会社へのお問合せ先**」にご照会ください。）において確認できた場合は、お申込日が取得日となります。ただし、お申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、お申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

②お申込日の正午を過ぎて申込金を払い込んだ場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。ただし、お申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、お申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

基準価額は、委託会社（お問合せ窓口は、「**(12)その他 ④委託会社へのお問合せ先**」をご参照ください。）または販売会社（お申込み窓口等）にお問合せください。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位です（自動けいぞく投資専用）。

(7)【申込期間】

平成24年9月1日から平成25年8月30日まで※

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については、「**(12)その他 ④委託会社へのお問合せ先**」にご照会ください。）にお問合せください。

(9)【払込期日】

申込代金（取得日の前日の基準価額に取得申込口数を乗じた金額）は販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が申込代金の支払いを確認できた時間により、受益権の取得日が異なります。詳しくは販売会社にお問合せください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金はお申込みの販売会社へお支払ください。払込取扱場所については、上記「**(8)申込取扱場所**」と同一です。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は、下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

①取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。販売会社は、ファンドの取得申込みに際し、書面で取引に関する確認を行う場合があります。

その際、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します（ファンドは、自動けいぞく投資専用のファンドです。）。

②日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「**(11)振替機関に関する事項**」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および前記「**(11) 振替機関に関する事項**」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度とは、

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記

載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

④その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／国内／債券／ＭＭＦに属します。

商品分類については社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「（3）ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分
単位型投信	**国内**	株式	**ＭＭＦ**
	海外	**債券**	
		不動産投信	ＭＲＦ
追加型投信		その他資産（　）	
	内外	資産複合	ＥＴＦ

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ＭＭＦ （マネー・マネージメント・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＭＦをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年１回	グローバル
一般		
大型株		日本
中小型株	年２回	
		北米
債券		
一般	年４回	欧州
公債		
社債		アジア
その他債券	年６回	
クレジット属	（隔月）	オセアニア
性（　　）		
		中南米
不動産投信	年12回	
	（毎月）	アフリカ
その他資産		
（　　）		中近東（中東）
	日々	
資産複合		エマージング
（　　）		
資産配分固定型	その他	
資産配分変更型	（　）	

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

債券 一般	目論見書または投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるものをいい、公債、社債およびその他債券属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※ 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ ファンドの特色

1)内外の公社債に投資を行います。

内外の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

2)取得・換金のお申込みは、原則としていつでもできます。

取得・換金の際には、お申込手数料はかかりません。

① 取得日の前日の基準価額が１口当たり１円を下回っているときは、取得できません。

1.取得申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、お申込日が取得日となります。

2.取得申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。

② 取得日から換金申込受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額※が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を換金される際に換金代金から差し引いて、残存投資者のために信託財産に留保される金額をいいます。

3)収益分配金は、運用の実績に応じて変動します。

毎日決算を行い運用収益は全額分配します。収益分配金は運用の実績に応じて変動します。あらかじめ、一定の成果をお約束するものではありません。

4)収益分配金は、1ヵ月分をまとめて自動的に再投資します。

収益分配金は毎日計算し、原則として毎月の最終営業日に１ヵ月※分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえで、自動的に再投資します。

※ 前月の最終営業日（その翌日以降に取得された場合は取得日）から当月の最終営業日の前日までの期間を指します。

5)マル優制度をご利用になれます。

少額貯蓄非課税制度（マル優）適格の投資信託です。

平成18年以降、マル優制度は障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改められました。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

④ 信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成 4年 6月30日	信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成14年10月15日	ファンドの名称を「あさひ東京ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）」から「りそなＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

① 委託会社及びファンドの関係法人

ファンドの関係法人

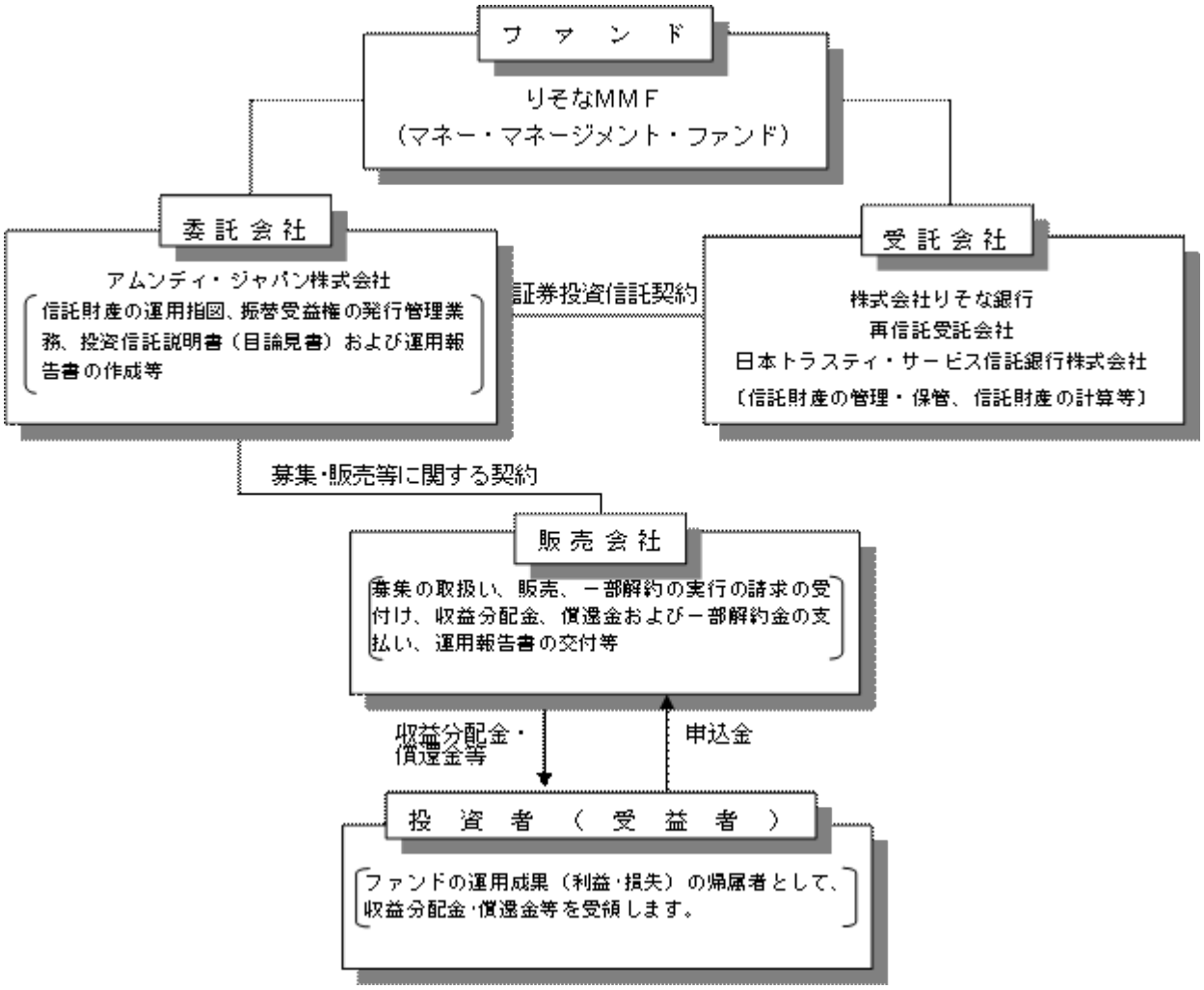

≪各契約の概要≫

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 （証券投資信託にかかる信託契約（信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

② 委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主の状況	名　称	住　所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,586億ユーロ(約66兆円、1ユーロ＝100.71円で換算。2011年12月末現在)を超え、欧州第2位※、世界ではトップ・テン※に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

※ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2011年6月版（数値は2010年12月末現在））

2【投資方針】

(1)【投資方針】

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

(2)【投資対象】

① 主な投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から5.の証券または証書の性質を有するもの
7. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「住宅ローン債権信託受益権」といいます。）

なお、1.から4.までの証券および6.の証券のうち1.から4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託、コール・ローンまたは手形割引市場において売買される手形により運用することの指図ができます。

③ 有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨のオプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨のオプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。

④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことが

できます。

⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図ができます。

⑥ 信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図ができます。

(3)【運用体制】

① 投資戦略の決定および運用の実行

CIO（最高運用責任者）に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

② 運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

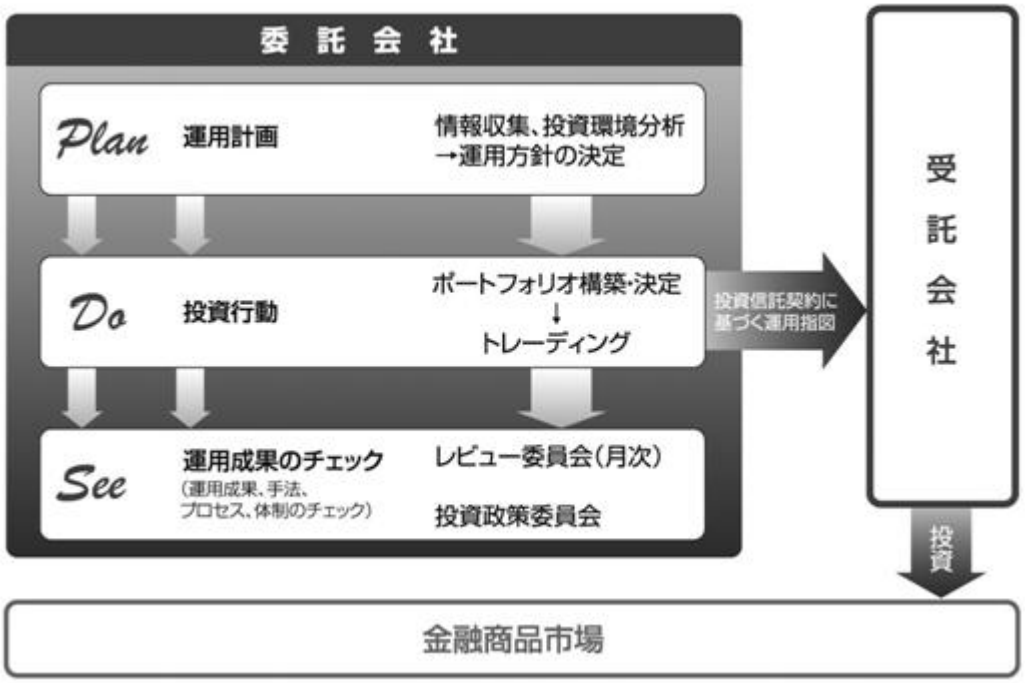

＊委託会社の運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

・コンプライアンス・マニュアル

・服務規程

・リスク管理基本規程

・デリバティブ取引に関するリスク管理規則

・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年１回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

ファンドは毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

② 収益の分配

信託財産から生ずる利益（以下の1)に掲げる収益等の合計額が以下の2)に掲げる経費等の合計額を超える場合の差額をいいます。）は、その全額を毎日、収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（以下の1)の合計額が2)の合計額に満たない場合の差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、その損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1) 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

2) 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他費用

※ 収益分配金は、運用実績により変動します。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

③ 収益分配金の再投資

1) 受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、前月の最終営業日（その翌日以降に追加設定を行った場合については追加設定日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金が、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。

2) 販売会社は、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づき、各受益者毎に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資します。

なお、この場合における1口当たりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。ただし、当該基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、取得のお申込みは、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得のお申込みとみなします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に帰属し、当該収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

① 信託約款に基づく投資制限

（イ）投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。）、外国または外国法人の発行する円貨建公社債およびわが国またはわが国法人

が外国において発行する円貨建公社債については、金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債についてはこの限りではありません。

（ロ）株式への投資制限

株式および新株引受権証券への投資は行いません。

（ハ）外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（ニ）先物取引等の運用指図

1）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この（ニ）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことを指図できます。

1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつこの（ニ）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計

額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことを指図できます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券の利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつこの（ニ）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ホ）スワップ取引の運用指図

1）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図できます。

2）スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3）スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。

4）スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。

5）委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

（ヘ）同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当

該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（ト）資金の借入れ

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 前記1)の資金借入額は次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1.一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内

2.一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3)前記2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

（イ）同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（ロ）デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

このほか、委託会社は社団法人投資信託協会規則「MMＦ等の運営に関する規則」（平成16年3月19日制定）に基づいた運用を行っております。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、主として公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

1)価格変動リスク

公社債はその発行体の政治状況および財政状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。ファンドが投資する公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

2)金利変動リスク

公社債の価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。償還までの期間が長い債券ほど、金利が上昇した場合に、価格の下落幅が大きくなる傾向があります。

3)信用リスク

一般に公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が発生した場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落するため、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

4)流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする場合、需要（または供給）がないため、市場実勢から期待される価格を大幅に下回る（上回る）価格でしか取引ができなくなるリスクをいいます。大口の換金を受けた場合や短期間での大量の換金があったとき等は換金資金の手当てのため有価証券を市場で売却します。この場合、市場に大きなインパクトを与えることや市場実勢から期待される価格で有価証券を売買できないことがあります。また、一般に、市場規模や取引量の少ない有価証券を売買するにあたり、短時間での大量の売買により市場が大きなインパクトを受ける場合や市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢から期待される価格での売買ができなくなるおそれがあります。この結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

5)為替リスク※

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。たとえば、投資対象となる有価証券等が現地通貨建で値上がりした場合でも、投資先通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建有価証券の円換算価格は下落することがあります。この結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドにおいて外貨建資産へ投資するにあたっては、為替ヘッジ等の活用により極力為替変動リスクを回避することに努めます。

※ ただし、前記「MMF等の運営に関する規則」（社団法人投資信託協会 平成16年3月19日制定）の「投資制限」の規定において、「投資信託財産に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済するものに限るものとする。」とされており、ファンドは、外貨建資産への投資を行っておりません。

◆ 基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、

登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) その他の留意点

1)ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が5億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2)換金の中止

金融商品市場（本書において、金融商品取引法第２条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込受付を中止することがあります。

3)ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金の際に、取得日[※1]から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額[※2]が差し引かれます。

※1「取得日」については、「第２ 管理及び運営 １ 申込（販売）手続等」をご参照ください。

※2「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、残存受益者のために信託財産に留保される金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額

委託会社（販売会社に対する報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の101.359以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎日計上します。

各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの信託報酬率は、その週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の7.1114を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年10,000分の35.557以下の場合には、年10,000分の35.557以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

※ 信託報酬率は、委託会社（後述の「**第２ 管理及び運営 １ 申込（販売）手続等**」のお問合せ先をご参照ください。）にお問合せください。

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については次の通りとします。

委託会社	販売会社（①）	受託会社（②）	
信託報酬率－(①＋②)	信託報酬率×24.557／35.557	次の1.あるいは2.の率のうち、いずれか低い率 1.年万分の2.5 2.信託報酬率の区分に応じて決定される以下の率。 （信託報酬率）	
		年0.15%超	信託報酬率×7.03／100
		年0.10%超 0.15%以下	信託報酬率×7.45／100
		年0.05%超 0.10%以下	信託報酬率×8.08／100
		年0.01%超 0.05%以下	信託報酬率×9.43／100
		年0.005%超 0.01%以下	信託報酬率×11.32／100
		年0.005%以下	信託報酬率×13.81／100

※ 販売会社に配分される額には、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

◆上記信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

(4)【その他の手数料等】

① 信託事務等の諸費用

1)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は投資者の負担とし、信託財産中から支払います。

2)信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、毎日信託元本の額に一定率を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日または信託終了のとき、監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支払われます。

② その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引、オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

※ その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者（法人を含みます。）に対する課税上の取扱いは、平成24年3月末現在の税法に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。

ファンドは、課税上、公社債投資信託として取り扱われます。

○ 収益分配金

ファンドの収益分配金は、個人の場合は下記の税率による源泉分離課税が行われ、法人受益者の場合は下記の税率により源泉徴収されます。源泉徴収税額については、申告の際に税額控除の対象となります。また、換金時にお受取りの収益分配金に対する源泉徴収税額も税額控除の対象となります。

○ 換金時および償還時

基準価額および償還価額の元本超過額に対して、下記の税率による源泉分離課税となります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	20%（所得税15%および地方税5%）
平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%※、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

○ 障害者等に対する少額貯蓄非課税制度（マル優）について

ファンドはマル優の対象となっており、おひとり元金350万円（既にマル優をご利用の場合は、その金額を差し引いた額）まで非課税となります。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

５【運用状況】

以下は平成24年6月末日現在の運用状況です。
また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	13,498,229,411	73.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	4,751,882,364	26.03
合計（純資産総額）		18,250,111,775	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額(円)	評価額 単価(円)	評価額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第２６３回国庫短期証券	2,000,000,000	99.98	1,999,607,010	99.98	1,999,607,010	0	2012/09/10	10.95
2	日本	国債証券	第２６９回国庫短期証券	1,500,000,000	99.99	1,499,995,900	99.99	1,499,995,900	0	2012/07/02	8.21
3	日本	国債証券	第２４９回国庫短期証券	1,500,000,000	99.99	1,499,962,760	99.99	1,499,962,760	0	2012/07/10	8.21
4	日本	国債証券	第２７３回国庫短期証券	1,500,000,000	99.99	1,499,937,087	99.99	1,499,937,087	0	2012/07/17	8.21
5	日本	国債証券	第２７５回国庫短期証券	1,500,000,000	99.99	1,499,914,286	99.99	1,499,914,286	0	2012/07/23	8.21
6	日本	国債証券	第２８１回国庫短期証券	1,500,000,000	99.98	1,499,805,000	99.98	1,499,805,000	0	2012/08/20	8.21
7	日本	国債証券	第２９１回国庫短期証券	1,500,000,000	99.97	1,499,638,293	99.97	1,499,638,293	0	2012/10/01	8.21
8	日本	国債証券	第２７８回国庫短期証券	1,500,000,000	99.96	1,499,476,682	99.96	1,499,476,682	0	2012/11/09	8.21
9	日本	国債証券	第２５６回国庫短期証券	1,000,000,000	99.98	999,892,393	99.98	999,892,393	0	2012/08/10	5.47

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	国債証券	73.96
合計		73.96

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年6月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第21特定期間末（平成14年11月30日）	60,263,550,338	60,263,550,338	1.0000	1.0000
第22特定期間末（平成15年 5月31日）	47,062,774,022	47,062,774,022	1.0000	1.0000
第23特定期間末（平成15年11月30日）	38,453,087,199	38,453,087,199	1.0000	1.0000
第24特定期間末（平成16年 5月31日）	31,627,280,637	31,627,280,637	1.0000	1.0000
第25特定期間末（平成16年11月30日）	28,509,127,204	28,509,127,204	1.0000	1.0000
第26特定期間末（平成17年 5月31日）	25,880,720,571	25,880,720,571	1.0000	1.0000
第27特定期間末（平成17年11月30日）	24,340,209,784	24,340,234,124	1.0000	1.0000
第28特定期間末（平成18年 5月31日）	20,940,357,927	20,940,420,748	1.0000	1.0000
第29特定期間末（平成18年11月30日）	21,685,991,077	21,686,164,564	1.0000	1.0000
第30特定期間末（平成19年 5月31日）	24,950,284,696	24,950,609,049	1.0000	1.0000
第31特定期間末（平成19年11月30日）	24,095,324,845	24,095,638,084	1.0000	1.0000
第32特定期間末（平成20年 5月31日）	22,673,240,419	22,673,557,844	1.0000	1.0000
第33特定期間末（平成20年11月30日）	26,446,352,954	26,446,696,756	1.0000	1.0000
第34特定期間末（平成21年 5月31日）	25,775,487,998	25,775,591,099	1.0000	1.0000
第35特定期間末（平成21年11月30日）	20,735,934,172	20,735,996,379	1.0000	1.0000
第36特定期間末（平成22年 5月31日）	20,406,250,304	20,406,291,116	1.0000	1.0000
第37特定期間末（平成22年11月30日）	19,573,855,605	19,573,894,752	1.0000	1.0000
第38特定期間末（平成23年 5月31日）	19,643,935,986	19,643,955,629	1.0000	1.0000
第39特定期間末（平成23年11月30日）	19,342,262,825	19,342,301,509	1.0000	1.0000
第40特定期間末（平成24年 5月31日）	18,083,093,386	18,083,129,552	1.0000	1.0000
平成23年 6月末日	19,474,003,603	－	1.0000	－
7月末日	19,263,804,968	－	1.0000	－
8月末日	19,683,758,278	－	1.0000	－
9月末日	19,860,383,393	－	1.0000	－
10月末日	19,829,155,666	－	1.0000	－
11月末日	19,342,262,825	－	1.0000	－
12月末日	20,474,031,090	－	1.0000	－
平成24年 1月末日	19,622,195,467	－	1.0000	－
2月末日	17,924,984,426	－	1.0000	－
3月末日	17,723,245,501	－	1.0000	－
4月末日	17,929,407,811	－	1.0000	－

5月末日	18,083,093,386	－	1.0000	－
6月末日	18,250,111,775	－	1.0000	－

（注）純資産総額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第21特定期間	自 平成14年 6月 1日 至 平成14年11月30日	0.0002
第22特定期間	自 平成14年12月 1日 至 平成15年 5月31日	0.0001
第23特定期間	自 平成15年 6月 1日 至 平成15年11月30日	0.0000
第24特定期間	自 平成15年12月 1日 至 平成16年 5月31日	0.0000
第25特定期間	自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日	0.0000
第26特定期間	自 平成16年12月 1日 至 平成17年 5月31日	0.0000
第27特定期間	自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日	0.0001
第28特定期間	自 平成17年12月 1日 至 平成18年 5月31日	0.0002
第29特定期間	自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日	0.0012
第30特定期間	自 平成18年12月 1日 至 平成19年 5月31日	0.0020
第31特定期間	自 平成19年 6月 1日 至 平成19年11月30日	0.0025
第32特定期間	自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日	0.0023
第33特定期間	自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	0.0024
第34特定期間	自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	0.0011
第35特定期間	自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	0.0005
第36特定期間	自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日	0.0004
第37特定期間	自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日	0.0003
第38特定期間	自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日	0.0003
第39特定期間	自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日	0.0003
第40特定期間	自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日	0.0003

（注）１口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第21特定期間	自 平成14年 6月 1日 至 平成14年11月30日	0.0
第22特定期間	自 平成14年12月 1日 至 平成15年 5月31日	0.0
第23特定期間	自 平成15年 6月 1日 至 平成15年11月30日	0.0
第24特定期間	自 平成15年12月 1日 至 平成16年 5月31日	0.0
第25特定期間	自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日	0.0
第26特定期間	自 平成16年12月 1日 至 平成17年 5月31日	0.0
第27特定期間	自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日	0.0
第28特定期間	自 平成17年12月 1日 至 平成18年 5月31日	0.0
第29特定期間	自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日	0.1
第30特定期間	自 平成18年12月 1日 至 平成19年 5月31日	0.2
第31特定期間	自 平成19年 6月 1日 至 平成19年11月30日	0.3
第32特定期間	自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日	0.2
第33特定期間	自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	0.2
第34特定期間	自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	0.1
第35特定期間	自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	0.1
第36特定期間	自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日	0.0
第37特定期間	自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日	0.0
第38特定期間	自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日	0.0
第39特定期間	自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日	0.0
第40特定期間	自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日	0.0

（注1）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注2）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第21特定期間	自 平成14年 6月 1日 至 平成14年11月30日	10,185,139,214	22,463,851,898	60,263,515,030
第22特定期間	自 平成14年12月 1日 至 平成15年 5月31日	8,755,093,761	21,955,871,373	47,062,737,418
第23特定期間	自 平成15年 6月 1日 至 平成15年11月30日	3,895,017,111	12,504,689,718	38,453,064,811
第24特定期間	自 平成15年12月 1日 至 平成16年 5月31日	3,567,942,953	10,393,758,580	31,627,249,184
第25特定期間	自 平成16年 6月 1日 至 平成16年11月30日	4,533,172,494	7,651,308,469	28,509,113,209
第26特定期間	自 平成16年12月 1日 至 平成17年 5月31日	2,803,507,398	5,431,915,568	25,880,705,039
第27特定期間	自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日	4,445,012,696	5,985,518,045	24,340,199,690
第28特定期間	自 平成17年12月 1日 至 平成18年 5月31日	3,467,540,267	6,867,398,705	20,940,341,252
第29特定期間	自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日	6,115,873,222	5,370,241,145	21,685,973,329
第30特定期間	自 平成18年12月 1日 至 平成19年 5月31日	9,435,137,827	6,170,839,861	24,950,271,295
第31特定期間	自 平成19年 6月 1日 至 平成19年11月30日	8,510,700,025	9,365,650,194	24,095,321,126
第32特定期間	自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日	5,405,450,402	6,827,542,634	22,673,228,894
第33特定期間	自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	12,336,795,985	8,563,690,836	26,446,334,043
第34特定期間	自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	6,555,937,752	7,226,790,164	25,775,481,631
第35特定期間	自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	2,388,954,657	7,428,513,378	20,735,922,910
第36特定期間	自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日	4,024,790,728	4,354,470,624	20,406,243,014
第37特定期間	自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日	3,549,191,499	4,381,579,093	19,573,855,420
第38特定期間	自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日	3,898,377,148	3,828,314,785	19,643,917,783
第39特定期間	自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日	2,844,749,624	3,146,409,909	19,342,257,498

第40特定期間	自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日	5,079,874,473	6,339,044,168	18,083,087,803

（注）全て本邦内におけるものです。

＜参考情報＞

運用実績

2012年6月30日現在

7日間平均年換算利回り・純資産の推移

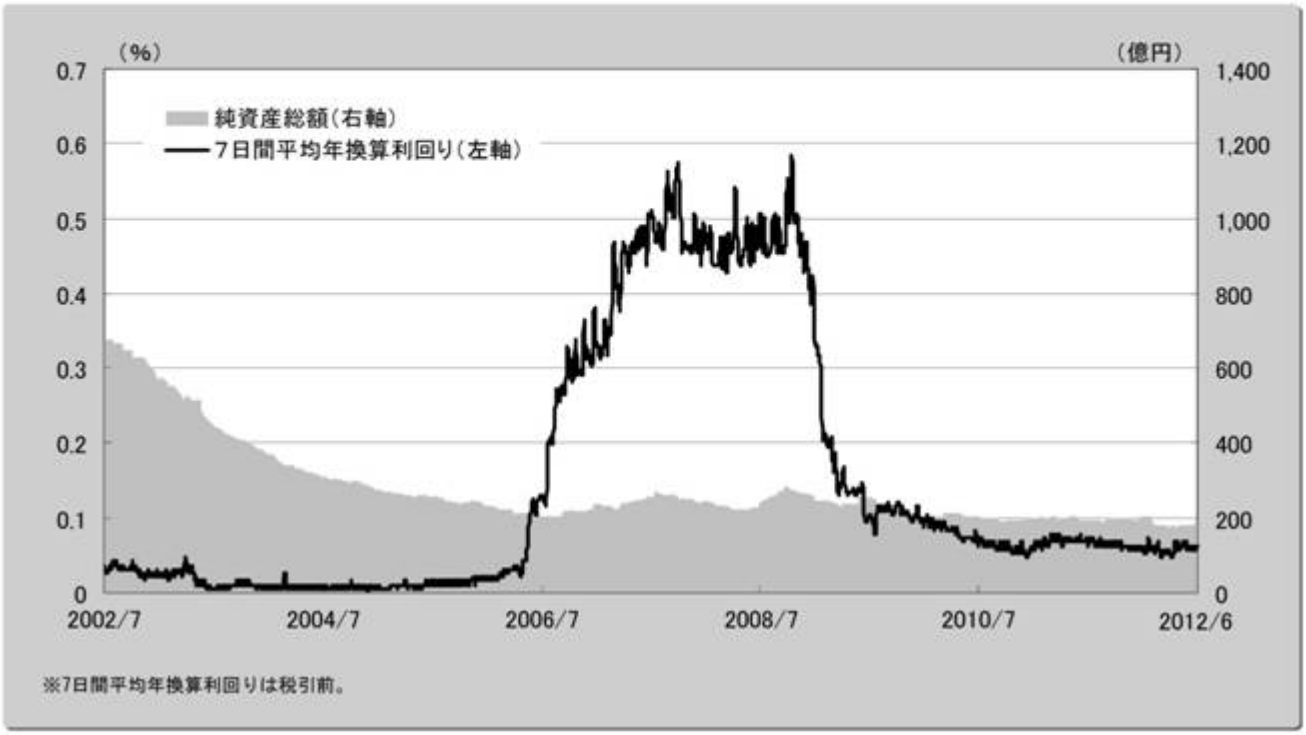

主要な資産の状況

■ 資産配分 ■

公社債	組入比率（%）
国債、政府保証債、地方債	74.0
公社債合計	74.0
短期金融資産	
その他資産	4.1
国債等の現先取引および国債等を担保とする有担保コール・ローン	21.9
短期金融資産合計	26.0
合計	100.0

■ 組入上位10銘柄 ■

銘柄名	額面金額（千円）	評価額（千円）
第263回国庫短期証券	2,000,000	1,999,601
第269回国庫短期証券	1,500,000	1,499,991
第249回国庫短期証券	1,500,000	1,499,958
第273回国庫短期証券	1,500,000	1,499,933
第275回国庫短期証券	1,500,000	1,499,910
第281回国庫短期証券	1,500,000	1,499,801
第291回国庫短期証券	1,500,000	1,499,634
第278回国庫短期証券	1,500,000	1,499,472
第256回国庫短期証券	1,000,000	999,889

全９銘柄

■ 組入資産の種類別残高 ■

区分	額面金額（百万円）	評価額（百万円）	純資産比（%）
国債証券	13,500	13,498	74.0
地方債証券	0	0	0.0
特殊債証券（除く金融債券）	0	0	0.0
金融債券	0	0	0.0
普通社債券	0	0	0.0
新株予約権付社債券（転換社債）	0	0	0.0
ＣＰ	0	0	0.0
ＣＤ	0	0	0.0
現先	4,000	3,999	21.9
その他資産	－	753	4.1
合計	－	18,250	100.0

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

1)ファンドを取得される際には、販売会社（販売会社については、以下のお問合せ先にご照会ください。）に取引口座を開設のうえ、お申込みください。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。取得のお申込みの受付は原則として毎営業日の午後3時※までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳しくは販売会社にお問合せください。

※ 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

2)1口当たりの取得価額は、「取得日」の前日の基準価額とします。なお、「取得日」は、取得のお申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

1.お申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社において確認できた場合は、お申込日が取得日となります。
ただし、お申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、お申込日が取得日となるお申込みには応じないものとします。

2.お申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。
ただし、お申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、お申込日の翌営業日以降、最初に、基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

3)ファンドのお申込単位は1円以上1円単位とします。

4)委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込受付を中止することおよび既に受付けた取得の申込受付を取消すことができます。

5)なお、障害者等一定の条件に該当する取得申込者は、障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）をご利用することができます。マル優制度を利用する場合は、販売会社にお問合せください。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

２【換金（解約）手続等】

換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社（販売会社については、前記「１ 申込（販売）手続等」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

1)解約請求によりいつでも換金することができます。

2)委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

3)販売会社が、「取得日」から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について一部解約の実行の請求を受付けた場合には、一部解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額※を解約請求にかかる受益者の負担とし、原則として解約請求受付日の翌営業日に、一部解約金の中からこれを控除し、信託財産に留保します。この場合において収益分配金の再投資により取得した受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の発行された日に発行されたものとみなします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途で解約または買取りされる受益者の換金代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰入れられる金額をいいます。

4)受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

5)解約代金（一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。）は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払うものとします。

6)販売会社によっては、一部解約の実行の請求を受付けた日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者は、別に定める契約に基づく諸手続きの上、キャッシング（即日引出）が利用できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

7)解約のお申込みの受付は原則として毎営業日の午後3時※までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳しくは販売会社にお問合せください。一部解約の申込総額が多額な場合で信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に一部解約の制限がかかる場合があります。

※ 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

8) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

9)一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記2)の規定に準じて計算された価額とします。

ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受

益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1)基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。）

2)基準価額の算出頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社または販売会社にお問合せください。お問合せ先につきましては、「**第２管理及び運営　１　申込（販売）手続等**」をご参照ください。

3)組入資産の評価方法について（「ＭＭＦ等の運営に関する規則」（社団法人投資信託協会平成16年3月19日制定））

ａ．組入れ債券等の評価

(1)組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄ごとに委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

①日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値（平均値）

②金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金商法第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。）または登録金融機関等が提示する価額（売気配相場を除く。）

③価格情報会社の提供する価額

(2）その他の有価証券等は、投資信託協会規則の他の規定に基づき評価するものとする。

ｂ．償却原価法による評価

(1)次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

①残存期間が1年以内の次に掲げる債券

イ　国債等

ロ　信用格付業者等からＡ-２またはＰ-２相当以上の短期信用格付もしくはＡ３またはＡ－相当以上の長期信用格付を取得している債券

ハ　委託会社が発行者の財務内容等を基にロに規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの

②満期保有目的債券

(2)(1)に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日または償還日の前年応答日（応答日が休日に当る場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込みの価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。）の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した価額により評価する方法とする。なお、加算または減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

(3)償却原価法により評価している債券に指定された債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、または(1)に規定する償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託会社は監査法人または公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

4)追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、追加信託は、原則として追加信託を行う日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行うことができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「**(5)その他 1)**信託の終了（ファンドの繰上償還）」により信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5)【その他】

1）信託の終了（ファンドの繰上償還）

1.委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2.委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。

5.委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

＜信託の終了の手続＞

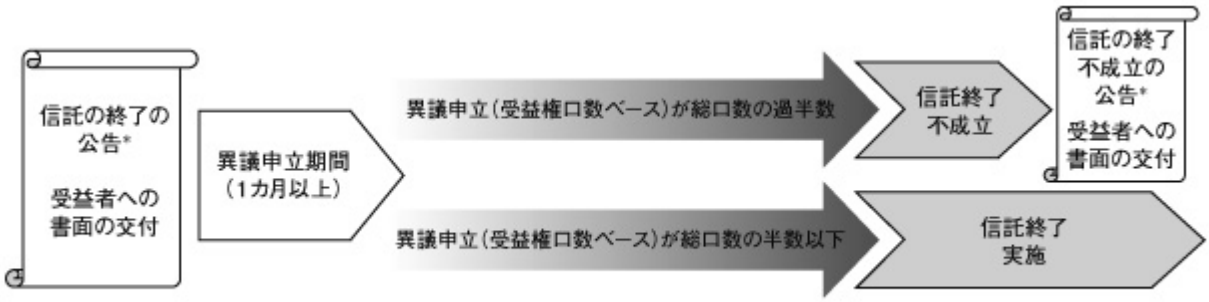

*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

6.前記3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

7.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

8.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記2）信託約款の変更4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

9.受託会社がその任務を辞任および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

2)信託約款の変更

1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2.委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。

3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。

5.委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.～5.までの規定にしたがいます。

＜信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続＞

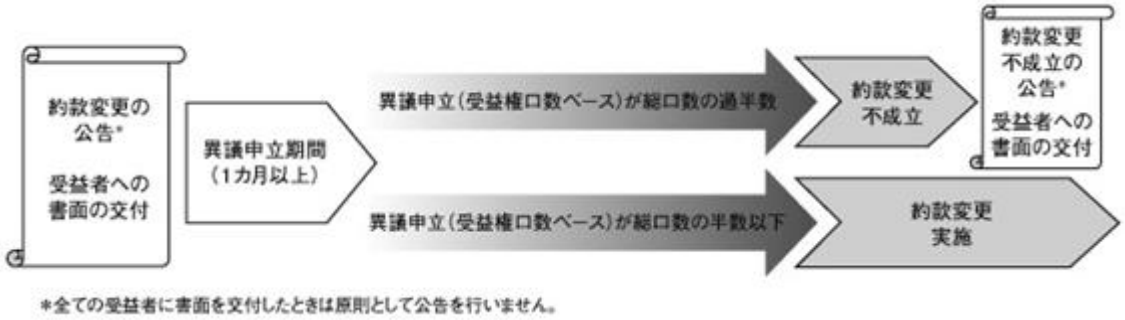

3)反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「1)信託の終了（ファンドの繰上償還）」または「2)信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

4)委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5)受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「2)信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6)運用経過の報告

委託会社は1年に2回（5月、11月）運用報告書を作成します。運用報告書は、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

7)公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

8)信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

9)関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された投資信託受益権の募集・販売の取扱いに関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

10)開示

ファンドの有価証券報告書を毎年5月および11月の特定期間経過後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（http://info.edinet-fsa.go.jp/）にて閲覧することができます。

4【受益者の権利等】

①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

②受託会社は、収益分配金については、原則として委託会社が販売会社に交付する日に、一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、販売会社が受益者に支払いを行う日に、また、償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、支払開始日前に、委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託会社は受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

③収益分配金に対する請求権

1)受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2)収益分配金は、別に定める契約の規定に基づき、毎月1回、1ヵ月分をまとめて毎月最終営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資されます。

3)販売会社と別に定める契約を締結した受益者が、信託の一部解約を請求する場合において、その受益権に帰属する収益分配金があるときは、解約請求受付日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

④償還金に対する請求権

1)受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2)償還金および償還の対象となる受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から販売会社の営業所等において受益者に支払います。

⑤換金に関する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「**第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等**」をご参照ください。

⑥収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成23年12月1日から平成24年5月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

りそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成23年11月30日)	当期 (平成24年 5月31日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,846,526,884	2,086,019,464
国債証券	12,996,997,415	11,997,631,628
現先取引勘定	4,498,785,000	3,999,480,000
未収利息	13,626	13,541
流動資産合計	19,342,322,925	18,083,144,633
資産合計	19,342,322,925	18,083,144,633
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	38,684	36,166
未払受託者報酬	2,008	1,433
未払委託者報酬	19,131	13,389
その他未払費用	277	259
流動負債合計	60,100	51,247
負債合計	60,100	51,247
純資産の部		
元本等		
元本	19,342,257,498	18,083,087,803
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,327	5,583
元本等合計	19,342,262,825	18,083,093,386
純資産合計	19,342,262,825	18,083,093,386
負債純資産合計	19,342,322,925	18,083,144,633

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日	当期 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日
営業収益		
受取利息	2,698,371	2,464,018
有価証券売買等損益	7,642,469	6,546,713
その他収益	46,880	34,767
営業収益合計	10,387,720	9,045,498
営業費用		
受託者報酬	371,861	330,350
委託者報酬	3,542,358	3,133,224
その他費用	51,290	48,770
営業費用合計	3,965,509	3,512,344
営業利益又は営業損失（△）	6,422,211	5,533,154
経常利益又は経常損失（△）	6,422,211	5,533,154
当期純利益又は当期純損失（△）	6,422,211	5,533,154
期首剰余金又は期首欠損金（△）	18,203	5,327
分配金	6,435,087	5,532,898
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,327	5,583

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり原則として、時価で評価しております。 （１）金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所等における該当期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は該当期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の指示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価しております。

（追加情報）

前期 自 平成23年６月１日 至 平成23年11月30日	当期 自 平成23年12月１日 至 平成24年５月31日
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	―

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 （平成23年11月30日）	当期 （平成24年５月31日）
１．期首元本額	19,643,917,783円	19,342,257,498円
期中追加設定元本額	2,844,749,624円	5,079,874,473円
期中一部解約元本額	3,146,409,909円	6,339,044,168円
２．特定期間末日における受益権の総数	19,342,257,498口	18,083,087,803口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成23年６月１日 至 平成23年11月30日			当期 自 平成23年12月１日 至 平成24年５月31日		
	分配金の計算過程 特定期間末における分配対象収益額6,440,414円のうち6,435,087円（１万口当たり3.29円）を分配金額としております。			分配金の計算過程 特定期間末における分配対象収益額5,538,481円のうち5,532,898円（１万口当たり2.97円）を分配金額としております。	
A	配当等収益額	2,698,371円	A	配当等収益額	2,464,018円
B	有価証券売買等損益	7,642,469円	B	有価証券売買等損益	6,546,713円
C	その他収益	46,880円	C	その他収益	34,767円
D	期首剰余金	18,203円	D	期首剰余金	5,327円
E	控除費用	3,965,509円	E	控除費用	3,512,344円
F	当ファンドの分配対象収益額 （A＋B＋C＋D－E）	6,440,414円	F	当ファンドの分配対象収益額 （A＋B＋C＋D－E）	5,538,481円
G	１万口当たり分配金額	3.29円	G	１万口当たり分配金額	2.97円
H	収益分配金金額	6,435,087円	H	収益分配金金額	5,532,898円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成23年６月１日 至 平成23年11月30日	当期 自 平成23年12月１日 至 平成24年５月31日
１．金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンドの貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である国債のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 （平成23年11月30日）	当期 （平成24年５月31日）
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 （平成23年11月30日） 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期 （平成24年５月31日） 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	39,407	31,983
合計	39,407	31,983

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期（平成23年11月30日）

該当事項はありません。

当期（平成24年５月31日）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
前期（自 平成23年６月１日 至 平成23年11月30日）
該当事項はありません。

当期（自 平成23年12月１日 至 平成24年５月31日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	前期 （平成23年11月30日）	当期 （平成24年５月31日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0000円 （10,000円）	1.0000円 （10,000円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
国債証券	日本円	第２４９回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,839,160	
		第２５６回国庫短期証券	1,000,000,000	999,811,723	
		第２６３回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,441,110	
		第２６９回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,877,880	
		第２７３回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,819,277	
		第２７５回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,797,616	
		第２７８回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,356,862	
		第２８１回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,688,000	
	小計		12,000,000,000	11,997,631,628	
		銘柄数	8		
		組入時価比率	66.3%	100.0%	
	国債証券 合計			11,997,631,628	
合計				11,997,631,628	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年6月末日現在

Ⅰ 資産総額	19,749,841,757円
Ⅱ 負債総額	1,499,729,982円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	18,250,111,775円
Ⅳ 発行済口数	18,250,098,669口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0000円
（1万口当たり純資産額）	（10,000円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１ 受益者に対する特典

該当事項はありません。

２ 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

３ 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

４ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

６ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

７ 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在

資本金の額　　：12億円

発行株式総数　　：9,000,000株

発行済株式総数　　：2,400,000株

過去５年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

① 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。
取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。
取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

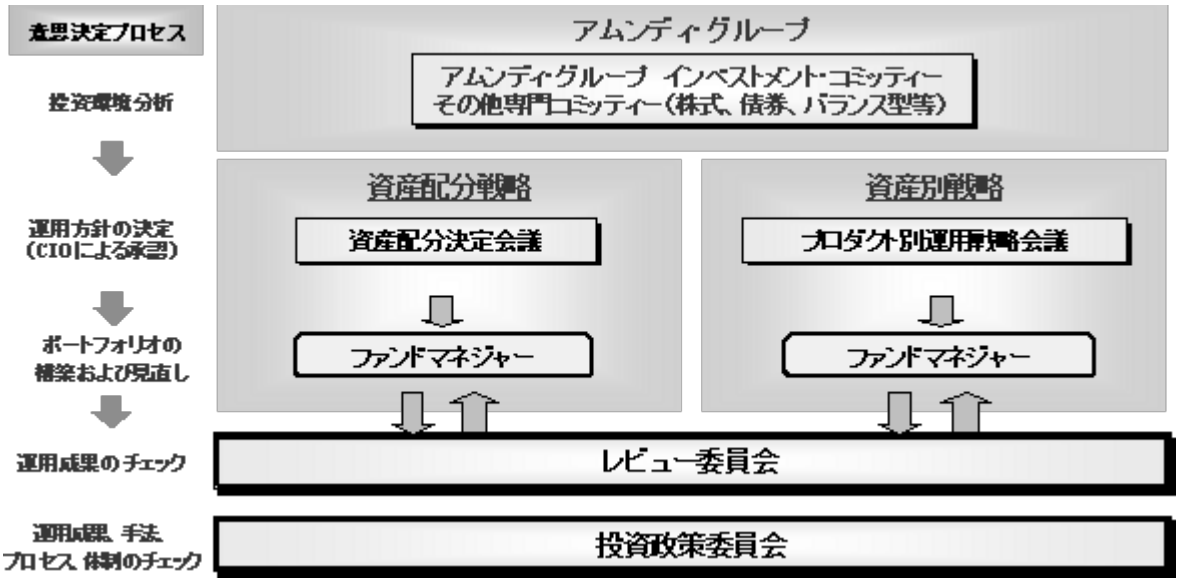

・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。
・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。

・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

② 営業の概況

平成24年6月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種　　類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	100	242,026
単位型公社債投資信託	3	3,525
追加型株式投資信託	135	1,009,003
追加型公社債投資信託	1	18,250
合計	239	1,272,804

３【委託会社等の経理状況】

（1）委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

（2）財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（3）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		第30期 （ 平成23年3月31日 ）		第31期 （ 平成24年3月31日 ）
資産の部				
流動資産				
現金・預金		5,186,673		2,650,700
有価証券		1,001,358		1,302,738
前払費用		403,282		276,348
未収還付法人税等		93,284		6,975
未収入金		6,479		7,883
未収委託者報酬	*1	1,437,380	*1	1,049,520
未収運用受託報酬	*1	866,717	*1	598,799
未収投資助言報酬		35,736	*1	39,549
未収収益		13,872	*1	113,024
繰延税金資産		178,538		172,456
立替金	*1	43,594	*1	39,301
その他		271		39,258
流動資産合計		9,267,185		6,296,549
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	154,935	*2	137,459
器具備品(純額)	*2	160,814	*2	131,839
有形固定資産合計		315,748		269,298
無形固定資産				
ソフトウエア		15,269		12,446
電話加入権		2,804		934
無形固定資産合計		18,074		13,380
投資その他の資産				
投資有価証券		316,162		1,919,090
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		7,000		6,000
長期差入保証金		223,620		191,981
長期前払費用		238		-
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		△ 7,000		△ 6,000
投資その他の資産合計		626,248		2,197,298
固定資産合計		960,069		2,479,976
資産合計		10,227,255		8,776,525

（単位：千円）

		第30期 （ 平成23年3月31日 ）		第31期 （ 平成24年3月31日 ）
負債の部				

流動負債				
リース債務		4,012		1,186
預り金		338,444		277,120
未払金		995,236		644,571
未払償還金		12,745		8,124
未払手数料		667,369		483,904
その他未払金	*1	315,122	*1	152,543
未払費用	*1	306,345		242,443
未払法人税等		-		13,069
未払消費税等		10,404		11,112
前受収益		1,223,720		615,072
賞与引当金		130,583		91,301
役員賞与引当金		19,919		15,388
資産除去債務		-		12,210
統合関連費用引当金		143,429		-
流動負債合計		3,172,092		1,923,473
固定負債				
リース債務		2,000		816
繰延税金負債		15,402		10,581
退職給付引当金		55,426		61,157
賞与引当金		-		9,536
役員賞与引当金		-		8,673
資産除去債務		58,469		50,003
固定負債合計		131,296		140,765
負債合計		3,303,389		2,064,237
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		1,342,567		1,342,567
資本剰余金合計		2,418,835		2,418,835
利益剰余金				
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		3,195,308		2,991,801
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金		1,595,308		1,391,801
利益剰余金合計		3,305,401		3,101,893
株主資本合計		6,924,235		6,720,728
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		△ 369		△ 8,441
評価・換算差額等合計		△ 369		△ 8,441
純資産合計		6,923,866		6,712,288
負債純資産合計		10,227,255		8,776,525

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

		第30期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
営業収益			
委託者報酬		7,415,163	6,808,292
運用受託報酬		2,351,244	1,786,519
投資助言報酬		48,240	32,750
その他営業収益		149,127	532,630
営業収益合計		9,963,775	9,160,192
営業費用			
支払手数料		3,507,361	3,281,468
広告宣伝費		178,753	15,452
調査費		1,634,240	1,340,502
調査費		656,837	608,715
委託調査費		977,403	731,787
委託計算費		20,231	22,888
営業雑経費		173,809	257,680
通信費		48,587	64,101
印刷費		113,422	176,184
協会費		11,799	17,395
営業費用合計		5,514,394	4,917,990
一般管理費			
給料		2,765,239	2,819,805
役員報酬		184,220	219,810
給料・手当		2,237,168	2,284,355
賞与		342,503	249,749
役員賞与		1,349	65,891
交際費		28,464	13,982
旅費交通費		84,716	83,998
租税公課		34,849	34,892
不動産賃借料		217,062	198,292
賞与引当金繰入		130,583	83,681
役員賞与引当金繰入		19,919	10,069
退職給付費用		236,564	249,207
固定資産減価償却費		50,076	51,786
福利厚生費		417,155	431,451
諸経費		263,708	186,838
一般管理費合計		4,248,335	4,164,002
営業利益		201,046	78,200
営業外収益			
有価証券利息		9,261	31,032
受取利息	*1	4,455	25

有価証券売却益		-		7,629
雑収入		12,052		8,642
営業外収益合計		25,769		47,327
営業外費用				
為替差損		26,339		22,423
有価証券売却損		14,398		-
雑損失		4,091		48
営業外費用合計		44,829		22,471
経常利益		181,986		103,056
特別利益				
清算配当金	*1*2	636,420	*1*2	73,294
特別利益合計		636,420		73,294
特別損失				
減損損失	*3	6,653	*3	8,822
固定資産除却損	*4	3,326	*4	5,437
特別損失合計		9,979		14,259
税引前当期純利益		808,428		162,092
法人税、住民税及び事業税		3,153		3,800
過年度法人税等		△ 3,254		-
法人税等調整額		34,822		6,799
法人税等合計		34,721		10,599
当期純利益		773,707		151,493

(3)【株主資本等変動計算書】

（ 単位：千円 ）

	第30期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
当期首残高	-	1,342,567
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-

当期末残高	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計		
当期首残高	1,076,268	2,418,835
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-
当期末残高	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,327,410	1,595,308
当期変動額		
合併による増加	△ 1,025,810	-
剰余金の配当	△ 480,000	△ 355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	△ 732,103	△ 203,507
当期末残高	1,595,308	1,391,801

（ 単位：千円 ）

	第30期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
利益剰余金合計		
当期首残高	4,037,503	3,305,400
当期変動額		
合併による増加	△ 1,025,810	-
剰余金の配当	△ 480,000	△ 355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	△ 732,103	△ 203,507
当期末残高	3,305,400	3,101,893
株主資本合計		
当期首残高	6,313,771	6,924,235
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	△ 480,000	△ 355,000
当期純利益	773,707	151,493

当期変動額合計	610,464	△ 203,507
当期末残高	6,924,235	6,720,728
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 1,313	△ 369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	△ 8,071
当期変動額合計	944	△ 8,071
当期末残高	△369	△ 8,441
評価・換算差額合計		
当期首残高	△ 1,313	△ 369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	△ 8,071
当期変動額合計	944	△ 8,071
当期末残高	△369	△ 8,441
純資産合計		
当期首残高	6,312,459	6,923,866
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	△ 480,000	△ 355,000
当期純利益	773,707	151,493
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	944	△ 8,071
当期変動額合計	611,408	△ 211,578
当期末残高	6,923,866	6,712,288

次へ

重要な会計方針

1．　有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　10年～24年 器具備品　4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3．　引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第30期 （平成23年3月31日現在）	第31期 （平成24年3月31日現在）
*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収委託者報酬 71,963千円 未収運用受託報酬 42,600千円 立替金 2,150千円	*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収委託者報酬 43,036千円 未収運用受託報酬 23,404千円 未収投資助言報酬 19,632千円

その他未払金　30,758千円 未払費用　6,620千円	未収収益　88,400千円 立替金　240千円 その他未払金　55,401千円
*2　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　44,048千円 器具備品　117,902千円	*2　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　53,646千円 器具備品　129,811千円

（損益計算書関係）

第30期 （自　平成22年 4 月 1日 至　平成23年 3 月31日）	第31期 （自　平成23年 4 月 1日 至　平成24年 3 月31日）
*1　各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 受取利息　3,717千円 清算配当金　636,420千円	*1　各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金　73,294千円
*2　特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の清算配当金であります。	*2　特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。

*3　特別損失に含まれる減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
NTT幕張ビル	処分予定資産	建　物
		器具備品

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。

当社は、ビジネス コンティニュイティ プラン（BCP）の一環として事故や災害等に備え千葉県千葉市美浜区に所在するNTT幕張ビルに事務所を賃貸しておりました。しかしながら、当事業年度末に発生しました東日本大震災の発生により、通信・交通網の遮断等が業務に及ぼす影響を鑑み、大阪府大阪市中央区に所在するエプソン大阪ビルにBCPの事務所を移転することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。

NTT幕張ビルの事務所の建物と器具備品の一部については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

（減損損失の金額）	

*3　特別損失に含まれる減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建　物

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。

当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。

日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

（減損損失の金額）	

建　　物	3,071千円
器 具 備 品	3,581千円
合　　計	6,653千円

建　　物	8,822千円
合　　計	8,822千円

*4　特別損失に含まれる固定資産除却損
固定資産除却損額は、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い不要となった固定資産の除却であります。

*4　特別損失に含まれる固定資産除却損
固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移転等に伴い不要となった固定資産の除却であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第30期
（自 平成22年4月1日　至 平成23年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（千株）	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末（千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項
（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月30日定時株主総会	普通株式	480,000	200円	平成22年3月31日	平成22年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日定時株主総会	普通株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

第31期
（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（千株）	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末（千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項
（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額	基準日	効力発生日

平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容
有形固定資産
器具備品

(2) リース資産の減価償却方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。
当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第30期（平成23年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,186,673	5,186,673	-
(2) 未収委託者報酬	1,437,380	1,437,380	-
(3) 未収運用受託報酬	866,717	866,717	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,317,520	1,317,520	-
資産計	8,808,290	8,808,290	-
(1) 未払手数料	667,369	667,369	-
負債計	667,369	667,369	-

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-
(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

(単位：千円)

区　分	第30期(平成23年3月31日)	第31期(平成24年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第30期（平成23年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,186,673	-	-	-
未収委託者報酬	1,437,380	-	-	-
未収運用受託報酬	866,717	-	-	-

有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	-	300,000	-	-
合計	7,490,770	300,000	-	-

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-
合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

(有価証券関係)

第30期
（自 平成22年4月1日　至 平成23年3月31日）

1．子会社株式
子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他（注）	7,000	8,488	1,488
	小計	7,000	8,488	1,488
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	305,685	304,560	△ 1,125
	(3)その他（注）	1,005,458	1,004,472	△ 986
	小計	1,311,143	1,309,032	△ 2,111
合計		1,318,143	1,317,520	△ 623

(注) 投資信託受益証券であります

3．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株　式	-	-	-
国　債	300,000	-	6,150
投資信託	3,734	965	9,214

第31期
（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

1．子会社株式
子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他（注）	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	△ 14,952
	(3)その他（注）	1,008,068	1,007,206	△ 862
	小計	2,845,887	2,830,073	△ 15,814
合計		3,236,059	3,221,828	△ 14,231

（注）投資信託受益証券であります

3．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	108,037	7,652	23

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第30期
（自 平成22年4月1日　至 平成23年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。また、平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承しております。

2．退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	△ 173,288
(2) 年金資産(千円)	115,892
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 57,396
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,970
(5) 貸借対照表計上額純額（3)+(4)(千円)	△ 55,426
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 55,426

3．退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	236,564
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	90,313
(2) 勤務費用(千円)	38,820

(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	106,939

4．退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第31期
（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2．退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	△ 255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	△ 61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 61,157

3．退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

4．退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第30期
(平成23年3月31日現在)

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
前受収益否認額	497,932
繰越欠損金	861,283
未払費用否認額	110,997
賞与引当金等損金算入限度額超過額	53,134
退職給付引当金損金算入限度額超過額	22,553
減価償却資産	18,817
資産除去債務	23,791

第31期
(平成24年3月31日現在)

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
前受収益否認額	233,446
繰越欠損金	974,852
未払費用否認額	42,625
賞与引当金等損金算入限度超過額	26,968
退職給付引当金損金算入限度超過額	21,796
減価償却資産	18,095
資産除去債務	22,173

その他	24,839
繰延税金資産小計	1,613,345
評価性引当金	△ 1,427,810
繰延税金負債との相殺	△6,997
繰延税金資産合計	178,538
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 22,399
繰延税金負債小計	△ 22,399
繰延税金資産との相殺	6,997
繰延税金負債合計	△15,402

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。

その他	17,433
繰延税金資産小計	1,357,388
評価性引当金	△ 1,176,212
繰延税金負債との相殺	△ 8,720
繰延税金資産合計	172,456
繰延税金負債	
資産除去負債会計基準適用に伴う有形固定資産計上額	△ 19,301
繰延税金負債小計	△ 19,301
繰延税金資産との相殺	8,720
繰延税金負債合計	△ 10,581

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第30期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
期首残高(注1)	120,000千円	58,469千円
有形固定資産の取得に伴う増加額(注2)	57,617千円	3,632千円
時の経過による調整額	852千円	1,224千円
資産除去債務の履行による減少額	△120,000千円	△1,112千円
期末残高	58,469千円	62,213千円

(注1) 第30期の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債

務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準提供指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

(注2)第30期の「有形固定資産の取得に伴う増加額」は、合併による有形固定資産の取得も含みます。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

次へ

（関連当事者情報）

第30期(自 平成22年4月1日　至 平成23年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区	5,400百万	有価証券の保有	(被有)直接100%	兼任1人	持株会社	貸付金の回収 *1	850,000	-	-
								利息の受取 *1	3,717	-	-

(注)
1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社	シンガポールシンガポール市	-	投資顧問業	(所有)直接85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	636,420	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社は平成23年3月2日より解散手続を開始しております。

(3) 当社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランスパリ市	78,077(ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	223,772	前払費用	325,461
										未払金	622

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報
アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
アムンディ エス・アー(非上場)
アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

第31期(自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	アムンディ・エスアー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資助言報酬	19,632
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益） *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の支払 *2	177,464	未払金	55,401

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジーアセットマネジメント(シンガポール）株式会社	シンガポール シンガポール市	-	投資顧問業	（所有）直接 85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール）株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	運用再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言報酬	18,137

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

*2各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報
アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
アムンディ エス・アー(非上場)
アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

（一株当たり情報）

第30期	第31期
（自 平成22年4月 1日	（自 平成23年4月 1日

至　平成23年3月31日）	至　平成24年3月31日）
1株当たり純資産額　2,884.94円 1株当たり当期純利益金額　322.38円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益　773,707千円 普通株式に係る当期純利益　773,707千円 期中平均株式数　2,400千株	1株当たり純資産額　2,796.79円 1株当たり当期純利益金額　63.12円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益　151,493千円 普通株式に係る当期純利益　151,493千円 期中平均株式数　2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

役付取締役の種別と人数の規定が変更になりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称　　株式会社りそな銀行

・資本金の額　　279,928百万円（平成24年3月末日現在）

・事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金 （平成24年3月末日現在）	③事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行※	70,000百万円 1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
東海東京証券株式会社 むさし証券株式会社 ワイエム証券株式会社 浜銀ＴＴ証券株式会社 西日本シティＴＴ証券株式会社	6,000百万円 5,000百万円 1,270百万円 3,307百万円 1,575百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※ 株式会社三菱東京UFJ銀行は、ファンドの新規の販売は行いません。一部解約請求の受付ならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払等のみ行います。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

＜再信託受託会社の概要＞

・名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額　：51,000百万円（平成24年3月末日現在）

・事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第３【その他】

(1) 金融商品取引法第13条の規定に基づき作成する目論見書を「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用する場合があります。
(2) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類および属性区分等を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
(3) 請求目論見書の巻末に約款の全文を記載します。
(4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
(5) 交付目論見書の運用実績は適宜更新することがあります。
(6) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年７月11日

アムンディ・ジャパン株式会社

取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）の平成23年12月１日から平成24年５月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMＦ（マネー・マネージメント・ファンド）の平成24年５月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定に

より記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年６月15日

アムンディ・ジャパン株式会社

取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成24年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。